

議案件名（平成31年第1回定例会）

専決処分	1件（工事請負変更契約1件）
予算案	29件（補正予算11件、当初予算18件）
条例案	28件（制定3件、一部改正25件）
一般議案	7件（財産の処分1件、工事請負契約3件、指定管理者の指定1件、 包括外部監査契約1件、市道路線の認定及び廃止1件）

計 65件

（ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について(工事請負変更契約について(京葉線海浜幕張駅南口駅前広場昇降機外建築工事))(平成31年1月17日)
(建設局 土木部 中央・美浜土木事務所 維持建設課)

契 約 金 額	変更前	291,276,000円
	変更後	308,673,720円

- (1) 建築工事で発生した土砂について、土壤環境基準を超えるフッ素が検出され、処分費用の増額が必要となったことから、契約金額を変更した。

なお、契約金額の変更により議会の議決に付すべき契約となるが、本年9月に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のテストイベントの開催が予定されており、8月末までに当該工事を含めた駅前広場のバリアフリー工事を完了させる必要があることから、専決処分とした。

※参考

- ・施工場所 美浜区ひび野2丁目地内
- ・工事概要 エレベーター・エスカレーター建屋 1棟
シェルター 延長75.5m
- ・請負者 日幸建設株式会社

(予 算 案)

- 1 平成30年度千葉市一般会計補正予算(第5号)
- 2 平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 3 平成30年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 5 平成30年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
- 6 平成30年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 平成30年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 平成30年度千葉市公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 10 平成30年度千葉市病院事業会計補正予算(第2号)
- 11 平成30年度千葉市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 12 平成31年度千葉市一般会計予算
- 13 平成31年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算
- 14 平成31年度千葉市介護保険事業特別会計予算
- 15 平成31年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 16 平成31年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 17 平成31年度千葉市霊園事業特別会計予算
- 18 平成31年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算
- 19 平成31年度千葉市競輪事業特別会計予算
- 20 平成31年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算
- 21 平成31年度千葉市都市計画土地地区画整理事業特別会計予算
- 22 平成31年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算
- 23 平成31年度千葉市動物公園事業特別会計予算
- 24 平成31年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算
- 25 平成31年度千葉市学校給食事業特別会計予算
- 26 平成31年度千葉市公債管理特別会計予算
- 27 平成31年度千葉市病院事業会計予算
- 28 平成31年度千葉市下水道事業会計予算
- 29 平成31年度千葉市水道事業会計予算

(条 例 案)

1 千葉県個人情報保護条例の一部改正について (総務局 総務部 政策法務課)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ要配慮個人情報の定義等を定めるとともに、個人情報の提供に係る手続を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 要配慮個人情報の定義を定めるとともに、当該情報を取り扱う事務については、個人情報取扱事務の目録にその旨を明記し、公表することとする。
※要配慮個人情報
人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、障害があること等その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報(国と同様)
- (2) 次の場合は、情報公開・個人情報保護審議会の事前の意見聴取を不要とし、事後にその旨を報告することとする。
 - ア 国等に対して電子計算機処理に係る個人情報を条例に基づき目的外で提供する場合
 - イ 法令等に基づき、又は国等との間で個人情報のオンライン結合を行う場合
※オンライン結合
個人情報を随時入手し得る状態で提供するために通信回線により電子計算機を結合すること。
- (3) 施行期日 H31. 4. 1ほか
- (4) 法改正 H29. 5. 30ほか施行

2 法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(総務局 総務部 政策法務課)

法令等の改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 法令の条項ずれ等に伴い、条例で引用する法令の条項等を修正する。
- (2) 改正する条例
千葉県職員の自己啓発等休業に関する条例ほか6条例
- (3) 施行期日 公布の日ほか

3 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務局 総務部 給与課)

財政状況を踏まえ、市長等の給与の減額措置を継続する。

(1) 給与の減額措置をH32. 3. 31まで継続する。

区 分	給料	期末手当	退職手当
市長	△15%	△20%	△50%
副市長	△ 7%	△10%	△10%
常勤の監査委員、病院事業管理者 及び教育長	△ 7%	△ 5%	△ 5%

(2) 施行期日 H31. 4. 1

4 千葉県行政財産使用料条例等の一部改正について (財政局 財政部 資金課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料等を改定する。

(1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料、手数料等に転嫁する。

(2) 改正する条例

千葉県行政財産使用料条例ほか28条例

(3) 施行期日 公布の日ほか(H31. 10. 1以後の使用等に適用)

(4) 法改正 H31. 10. 1施行

5 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 地域福祉課)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて、利率等を定めるとともに、月賦により償還することができることとする。

(1) 法改正により、災害援護資金の貸付利率が年3%以内で条例で定める率とされたことから、当該利率等について定める。(現在は年3%)

・貸付利率 年3%以内で規則で定める率

※ 保証人を立てた場合は無利子

(2) 政令改正に伴い、災害援護資金を月賦により償還することができることとする。(現在は半年賦のみ)

(3) 施行期日 H31. 4. 1ほか

(4) 法令改正 H31. 4. 1施行

6 千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について (保健福祉局 地域福祉課)
(市民局 市民自治推進部 市民総務課)

ハーモニープラザのことぶき大学校を廃止するとともに、蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館を設置するほか、所要の改正を行う。

- (1) ハーモニープラザ
- ア ことぶき大学校を廃止する。(対象を高齢者に限定せずに、地域活動の担い手の養成に特化した事業((仮称)ボランティア大学校)へ転換)
 - イ 男女共同参画センターの貸室事業を廃止する。(各種講座を男女共同参画センターのほか、より身近な施設等で開催することにより機能を充実・強化)
 - ウ 市の社会福祉及び男女共同参画の拠点施設として長期継続的に施策を推進する必要があることから、現在公募することとしている指定管理者を公募しないこととする。
- (2) コミュニティセンター
- ア 蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館を設置し、指定管理者に管理を行わせることとする。(H33. 3. 31までに限り非公募)
 - ・施設の概要(ことぶき大学校跡施設及び男女共同参画センター貸室部分を活用)
 - (ア) 位 置 中央区千葉寺町1208番地2(ハーモニープラザ2階及び3階の各一部)
 - (イ) 延床面積 約2,487㎡
 - (ウ) 施 設 講習室、和室、創作室など
 - イ 消費税率の引上げに伴い、税負担を利用料金の上限額に転嫁する。
- (3) 施行期日
- ア (1)及び(2)アについては、H32. 4. 1(指定管理者の指定の事務関係は、公布の日)
 - イ (2)イについては、公布の日(H31. 10. 1以後の使用に適用)
- (4) 法改正 H31. 10. 1施行

7 千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局 地域包括ケア推進課)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の資格に係る経過措置を定める。

- (1) H26年度中に研修を修了した者については、H32. 3. 31まで主任介護支援専門員とみなすこととする。(国基準と同様の改正)
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 省令改正 H30. 4. 1ほか施行

8 千葉市国民健康保険条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 健康保険課)

保険料の軽減措置等を見直すほか、所要の改正を行う。

- (1) 政令改正に伴い、保険料の軽減措置の対象となる世帯の所得基準額を引き上げる。(政令を引用)
 - ア 2割軽減世帯
33万円+51万円(現行50万円)×被保険者数
 - イ 5割軽減世帯
33万円+28万円(現行27万5,000円)×被保険者数
 - (2) 保険料の減免措置について、対象となる世帯の所得基準額を被保険者数に応じたものとした上で、減免割合を2割とする。
 - ・減免措置の内容
- | 区分 | 改正前 | 改正後 |
|--------|---------|----------------|
| 世帯の所得額 | 200万円未満 | 被保険者数に応じた所得額未満 |
| 減免割合 | 1割 | 2割 |
- (3) 保険料の納期限について、市長が必要と認めるときは、別に定めることができることとする。
 - (4) 施行期日 H31. 4. 1ほか((2)について、改正前の基準に該当する者については、経過措置として、H31～33年度の間、割合を段階的に縮小した上で減免対象とする)
 - (5) 政令改正 H31. 4. 1施行

9 千葉市霊園設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料等を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料及び管理料に転嫁する。
- (2) 施行期日 H31. 10. 1
- (3) 法改正 H31. 10. 1施行

10 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

(保健福祉局 健康部 生活衛生課)

水道法施行令の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格要件を改める。

- (1) 政令改正に伴い、水道技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加える。(国基準と同様の改正)
 - ※専門職大学(H31年度に制度化)
専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力の育成等を目的とする大学(前期課程の修了は短期大学卒業と同等)
- (2) 施行期日 H31. 4. 1
- (3) 政令改正 H31. 4. 1施行

11 千葉市介護保険条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 介護保険管理課)

第1号被保険者の保険料率の軽減措置を強化するほか、所要の改正を行う。

- (1) 低所得世帯に属する第1号被保険者(65歳以上)の保険料率の軽減措置を強化する。
 ・軽減措置の内容(H31・32年度の保険料率に適用)

所得区分 (第1～13段階)	保険料率 (年額)	軽減後の保険料率	
		改正前	改正後
第1段階	31,800円	28,620円	規則で定める額
第2段階	41,340円	—	
第3段階	47,700円	—	

- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業について、現役並みの所得を有する者に対する支給限度額等を定める。(要介護者等に対する介護給付等と同様)

- (3) 施行期日

- ア (1)については、H31.4.1
 イ (2)については、公布の日

12 千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課)

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図る。

- (1) 省令改正に伴い、検体検査等の業務を委託する場合の基準が国基準と同様となるよう規定の整備を図る。
 (2) 施行期日 公布の日
 (3) 省令改正 H30.12.1ほか施行

13 千葉市火災予防条例の一部改正について

(消防局 予防部 指導課)

消防法施行令等の一部改正に伴い消火器具の設置基準に係る規定を改めるとともに、危険物確認試験を廃止する。

- (1) 法令改正により、消火器具の設置について、附加基準である条例の規定が適用されなくなる防火対象物が存することとなることから、条例の規定を見直すことにより、現行の規制水準を維持する。
 (2) 申請状況等を踏まえ、危険物確認試験を廃止する。
 (3) 施行期日
 ア (1)については、H31.10.1
 イ (2)については、H31.4.1
 (4) 法令改正 H31.10.1施行

14 千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

(病院局 経営企画課)

青葉病院の病床数を変更するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料等を改定する。

- (1) 青葉病院の病床数を変更する。
 - ア 一般病床 314床 → 307床
 - イ 精神病床 60床 → 56床
- (2) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料及び手数料に転嫁する。
- (3) 施行期日
 - ア (1)については、H31. 4. 1
 - イ (2)については、H31. 10. 1
- (4) 法改正 H31. 10. 1施行

15 千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について

(市民局 市民自治推進部 区政推進課)

中央区役所の位置を変更する。

- (1) 中央区役所の位置を変更する。
(変更前)中央区中央3丁目10番8号
(変更後)中央区中央4丁目5番1号 Qiball(きぼーる)11階～15階
- (2) 施行期日 H31. 5. 7

16 千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

第5会議室を設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の上限の額を改定する。

- (1) 第5会議室(56.9㎡)を設置し、利用料金の上限額を定める。(1日につき12,600円)
- (2) 消費税率の引上げに伴い、税負担を利用料金の上限額に転嫁する。
- (3) 施行期日
 - ア (1)については、H31. 10. 1
 - イ (2)については、公布の日(H31. 10. 1以後の使用に適用)
- (4) 法改正 H31. 10. 1施行

17 千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部改正について

(市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

高洲スポーツセンターの体育館にスタジオを設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の上限の額を改定する。

- (1) 高洲スポーツセンターの体育館にスタジオ(72㎡)を設置し、利用料金の上限額を定める。
・利用料金の上限額(専用使用)

午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	時間外
2時間につき1,290円	2時間につき2,590円	1時間につき640円

- (2) 消費税率の引上げに伴い、税負担を利用料金の上限額に転嫁する。
(3) 施行期日 H31. 10. 1
(4) 法改正 H31. 10. 1施行

18 千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例の制定について

(経済農政局 経済部 経済企画課)

ナイトタイムエコノミー推進審議会を設置する。

- (1) 本市の夜間における経済活動及び文化活動の振興に資する施策等について調査審議するため、審議会を設置する。
・委員 7人以内(学識経験者、当該分野に関する知見を有する者等)
(2) 施行期日 H31. 4. 1

19 千葉県地方卸売市場業務条例の一部改正について

(経済農政局 経済部 地方卸売市場)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料に転嫁する。
(2) 施行期日 H31. 10. 1
(3) 法改正 H31. 10. 1施行

20 母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
(こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課)

児童扶養手当法の一部改正を踏まえ、所得制限の適用期間を改める。

- (1) 法改正により児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用期間が変更されたことから、これに準じて定めている医療費の助成に係る所得制限の適用期間を同様に改める。
 - ・所得制限の適用期間
(改正前)8月～翌年7月 → (改正後)11月～翌年10月
- (2) 施行期日 H31.4.1ほか(施行日前において母子家庭等に該当する者のH31.8～10月分の助成については、経過措置として、H29年分又はH30年分のいずれか少ない所得により判定する)

21 千葉市公民館設置管理条例の一部改正について
(教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課)

公民館の使用の制限を緩和するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料を改定する。

- (1) 公民館の使用制限を緩和する。
 - ア 政党、後援会等について、特定の政党の利害につながらない場合は、使用を許可することとする。(現在は政党、後援会等による使用は不可)
 - イ 所管区域外の住民も当該公民館を使用することができることとする。
- (2) 消費税率の引上げに伴い、市外住民が負担する使用料に税負担を転嫁する。
- (3) 施行期日
 - ア (1)については、H31.4.1
 - イ (2)については、公布の日(H31.10.1以後の使用に適用)
- (4) 法改正 H31.10.1施行

22 千葉市バリアフリー基本構想推進協議会設置条例の制定について
(都市局 都市部 交通政策課)

バリアフリー基本構想推進協議会を設置する。

- (1) バリアフリー基本構想の策定等について調査審議するため、協議会を設置する。
 - ※バリアフリー基本構想
高齢者、障害者等の移動又は施設利用の利便性及び安全性の向上に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想
 - ・委員 30人以内(学識経験者、関係団体の代表者、市民等)
- (2) 施行期日 H31.4.1

23 千葉市地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について

(都市局 都市部 交通政策課)

地域公共交通活性化協議会を設置する。

(1) 地域公共交通網形成計画の策定、一般乗合旅客自動車運送事業の態様等について調査審議するため、協議会を設置する。

※地域公共交通網形成計画

持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

・委員 25人以内(学識経験者、公共交通事業者、関係団体の代表者、市民等)

(2) 施行期日 H31. 4. 1

24 千葉市建築関係手数料条例の一部改正について(都市局 建築部 建築指導課)

建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料等を定めるほか、所要の改正を行う。

(1) 法改正により新たに創設される許可等の申請に係る手数料を定める。

・手数料の額

区 分		金 額
建築審査会の同意を要しない用途規制の適用除外に係る建築等の許可		140,000円
用途変更に伴う工事を2以上に分けて行う場合の全体計画の認定		120,000円
用途変更による興行場等としての一時的な使用の許可	1年以内	120,000円
	1年超	160,000円

(2) 施行期日 法改正の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日

(3) 法改正 政令で定める日(H31. 6. 26までの日)施行

25 千葉市下水道条例の一部改正について(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定する。

(1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料に転嫁する。

(2) 施行期日 H31. 10. 1

(3) 法改正 H31. 10. 1施行

26 千葉県農業集落排水処理施設条例の一部改正について
(建設局 下水道管理部 下水道経営課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を使用料に転嫁する。
- (2) 施行期日 H31. 10. 1
- (3) 法改正 H31. 10. 1施行

27 千葉県水道給水条例の一部改正について (水道局 水道総務課)

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、料金等を改定する。

- (1) 消費税率の引上げに伴い、税負担を料金及び給水申込納付金に転嫁する。
- (2) 施行期日 H31. 10. 1
- (3) 法改正 H31. 10. 1施行

28 千葉県水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
(水道局 水道総務課)

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める。

- (1) 法令改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加える。(国基準と同様の改正)
- (2) 施行期日 H31. 4. 1
- (3) 法令改正 H31. 4. 1施行

(一 般 議 案)

1 財産の処分について(旧千葉市文化交流プラザの土地及び建物等)

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

売却財産	旧千葉市文化交流プラザ
土 地	所在地 中央区富士見1丁目3番1 地 目 宅地 地 積 2,793.34㎡
建 物 等	所在地 中央区富士見1丁目3番2号 構造等 鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付10階建 附属設備を含む 面 積 20,870.18㎡
売却価格	850,000,000円
売 却 先	大和ホームズオンライン株式会社
売却条件	旧千葉市文化交流プラザ3階から5階までに所在する音楽ホール及びリハーサル室について、利用期間は、供用開始から10年間以上とするとともに、供用開始時期は、所有権移転から2年以内とする。

(1) 処分の経緯

旧千葉市文化交流プラザは、建物全体の活用見込みがないことから売却先を募集したが、応募がなかった。

このため、予定価格(最低売却価格)の減額や条件の緩和等を行い再募集したところ、複数の応募があり、事業提案書及び売却希望価格を総合的に審査した結果、大和ホームズオンライン株式会社に売却する。

2 工事請負契約について(千葉市新庁舎整備工事)

(財政局 資産経営部 新庁舎整備課)

施 工 場 所	中央区千葉港1番1号
工 事 概 要	(1)建築工事一式 (2)電気設備工事一式 (3)空調設備工事一式 (4)給排水設備工事一式 (5)昇降機設備工事一式 (6)外構工事一式 (7)解体工事一式 (8)実施設計業務一式 (9)工事監理業務一式
契 約 方 法	一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	24,942,600,000円
工 期	契約締結日の翌日から2025年1月31日まで
請 負 者	大成・鶴沢建設共同企業体

(1) 現在の本庁舎が抱える老朽化や狭あい化、分散化などの課題を解決するため、防災面も含めて市役所の機能が最も高められ、かつ長期的に最も市民の負担が少なくなる方策として、新庁舎を整備する。

(2) 年度計画

2019年3月～	実施設計
2020年4月～	現庁舎の一部を先行解体
2020～2022年度	新築工事
2023年度	新庁舎供用開始予定
2023～2024年度	現庁舎解体・外構工事
2025年1月	全体竣工

3 工事請負契約について(千葉市美術館拡張整備工事)

(市民局 生活文化スポーツ部 文化振興課)

施 工 場 所	中央区中央3丁目10番8号
工 事 概 要	内部改修工事一式
契 約 方 法	制限付一般競争入札(総合評価落札方式)
契 約 金 額	388,800,000円
工 期	契約締結日の翌日から2020年3月18日まで
請 負 者	池田工建株式会社

(1) 文化面から千葉都心への集客を図るため、中央区役所がきぼーるへ移転することにより生じたスペースを美術館として拡張整備する。

(2) 供用開始 2020年7月

4 工事請負契約について(千葉市新清掃工場建設工事)

(環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課)

施工場所	若葉区北谷津町347番地
工事概要	(1)プラント設備工事一式 (2)解体工事一式 (3)杭工事一式 (4)建築工事一式 (5)外構工事一式 (6)植栽工事一式
契約方法	一般競争入札(総合評価落札方式)
契約金額	41,982,840,000円
工期	契約締結日から2026年3月31日まで
請負者	新日鉄住金エンジニアリング・三井住友建設特定建設工事共同企業体

(1) 千葉市一般廃棄物処理施設整備計画に基づき、3用地2清掃工場運用体制で安定的かつ継続的なごみ処理を行うため、北谷津清掃工場跡地に新清掃工場を整備する。

(2) 年度計画

2019～2020年度	実施設計
2021～2022年度	解体工事
2022～2025年度	建設工事
2026～2045年度	運営・維持管理

5 指定管理者の指定について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

施設の名称	千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場
指定管理者	MMT共同事業体
指定期間	2019年8月1日から2020年3月31日まで

(1) 施設の所在地 中央区川崎町3番2

(2) 指定管理者の概要

ア 株式会社千葉マリスタジアム(代表)

- (ア) 設立 H元.5
- (イ) 所在地 美浜区高浜4丁目12番2号
- (ウ) 従業員数 156人

イ 日本メックス株式会社

- (ア) 設立 S47.4
- (イ) 所在地 東京都中央区入船3丁目6番3号
- (ウ) 従業員数 1,902人

ウ 東洋グリーン株式会社

- (ア) 設立 H11.2
- (イ) 所在地 東京都中央区日本橋人形町2丁目33番8号
- (ウ) 従業員数 270人

6 包括外部監査契約について (総務局 情報経営部 業務改革推進課)

契約の目的	当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
契約の始期	平成31年4月1日
契約金額	18,000,000円を上限とする額
契約の相手方	公認会計士 大川 健哉

(1) 契約の期間 2019.4.1~2020.3.31

7 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	9路線
廃止	1路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為等に伴う路線の認定及び廃止